平成6年度 市・県民税の申告および相談について

忘れないで申告してください

市民の皆さん、平成6年度(平成5年分の所得)の市民税・県民税の申告時期(2月3日~3月15日)がまいりました。市では、市民サービスと税の正確を期するため申告がしやすいように各地区ごとに申告相談所を設けて、ご相談に応ずることにいたしております。どうぞ、お気軽においで下さい。

1. 申告をしなければならないかた

平成6年1月1日現在、五所川原市に住所を有しているかた

- 2. 申告する必要のないかた
 - (イ) 平成5年分の所得税の確定申告書を税務署へ提出されるかた
 - (ロ) 給与所得者で毎月の給料から市・県民税を差し引かれ、かつ給与以外の所得を有しないかた

3. 申告相談所へおいでになる場合は次のものをご持参ください

- (1) 国民健康保険者証
- (口) 印鑑
- (ハ) 平成5年中に納付した国民健康保険税及び国民年金、農業者年金の領収書
- (二) 平成5年中に支払った医療費の領収書及び医薬品を購入した領収書
- は、生命保険及び農協生命共済の領収書又は証明書
 - (~) 水利費、土地改良費、防除組合費等の領収書
 - (ト) 身体障害者手帳及び戦傷病者手帳
- (チ) 平成5年中に災害(火災等)や、盗難などにより家財に損害をうけた場合は、その証明書(保険金などで補てんされた金額がある場合はその金額を証するもの)
 - (リ) 給与所得があり、他の所得もあるかたは所得税の源泉徴収票もしくは給与支払明細書
- (ヌ) 大農具の購入の領収書、その他申告に必要なもの及び参考になる資料
 - (ル) 営業所得のあるかたは、5年中の仕入、売上帳等所得の計算ができる資料
 - (ヲ) 平成5年分りんご収入金額の明細書
 - (ワ) 青森県共同募金会への寄附金の領収書、日本赤十字社青森県支部への寄附金の領収書
 - (カ) 損害保険及び農協建物更生共済掛金の領収書又は証明書

4. 申告をしなければならないかたが申告をしない場合

所得等に関する証明(幼稚園、児童手当等)が交付できません。又所得控除(医療費控除など)や、標準外別途控除(農機具などに要した経費や臨時雇人費など)が認められず納税者の不利になります。

5. 各種所得

所得の種類	所得の内容
利子所得	公債、社債、預金の利子、合同運用信託や公 社債投資信託の収益の分配金

配当所得 会社などから受ける利益の配当や証券投資信託の収益の分配金

土地、建物などの不動産の賃貸や地上権又は 永小作権の設定、船舶の貸付などから生ずる 所得

所得の種類	所	得	0	内	容		
事業所得	卸小売業、製造業などの事業か					農業、	漁

給与所得俸給、給料、賞与、報酬などの所得

雑 所 得 恩給、年金などの所得(ただし遺族年金、傷 病年金などは課税の対象から除く)

○譲渡所得及び一時所得等については申告相談所にて相談して ください。

《公的年金換算表》

基準日において65歳以上に該当する者

収 入	所 得
0~140万未満	0
140万超~260万未満	収入 -140万
260万超~460万未満	収入×0.75- 75万
460万超~820万未満	収入×0.85-121万
820万超~	収入×0.95-203万

基準日において65歳未満に該当する者

所 得
TO HEEVELTH
収入 - 70万
収入×0.75- 37.5万
収入×0.85- 78.5万
収入×0.95-155.5万

6. 各種所得控除

控除の種類	控除の内容	控	除の種	類	控除物	預 万円
雑損控除	災害や盗難又は横領によって、自分や自分の生計を一に する配偶者その他の親族の生活用の資産に損害が生じた 損 控 除		礎 控	除		31
## 4		配偶者控除	一般の控除	(9) 3	31	
医疲费忧险	自分や自分と生計を一にする配偶者、その他の親族のために医療費を支払った場合に認められます。(支払った医療費の額、保険金等) (所得合計額×5%と10万円のどちらか少ない金額) 最高額200万円		老人控除为	寸象配偶者	(6)	36
区/家員1工/家			者 特 別	控除	最高	31
4 今 但 除	3 厚生年金保険の保険料		一般のお	夫 養 親 族	7 (4)	31
			特定扶	養親族	(1)	36
THEO IS	①国民年金又は農業者年金の保険料 自分や自分の配偶者、その他の親族を保険金受取人とす		老人扶	同居老親族	(A) B	43
生命保険	る生命保険契約や、個人年金保険契約の保険料を支払っ た場合に認められます。(生命保険契約等に基づき、剰余 金の分配や割足金の割足」を受けたときは、その額を控	されるよう	養親族	同居老親族 以外の者		36
料 控 除 除します。) 除します。) 除します。)		同居特別障	害者に係る配偶	者·扶養控除額	頁(21万円)	加算)
I LEI I HE A MA	個人年金保険の場合 最高額35,000円		一般の	障害者		26
小規模企業 共済等掛金 控 除	事業の廃止などに備えるための小規模企業共済掛金及び 心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合に認めら れます。	障害者控除	特別阿	章 害 者	(30)	28
字 [[4] A +h [[A	附金控除 (都道府県共同募金会に対する寄附金と日赤青森県 支部への寄附金の合計額と合計所得金額×25%の いずれか少ない方の金額 -10万円		0 / 者	控除	(tu) (tu)	48
奇刚 並控係			(寡 夫)	控除	(4.)	26
損害保険	損害保険料控除の対象となる損害保険料とは、本人又は本人と生計を一にする親族が所有している家屋・家財のうち一定のものを保険や共済の目的とする損害保険契約等、又はこれらの人の身体の傷害に基因して、あるいはこれらの人の入院により医療費(医療費控除の対象となるものに限ります。)を支払ったことに基因して保険金や	特別	寡 婦	控 除	世由	30
		勤労	学生	控除	所得	26
料控除		白色	配信	遇 者	最高	80
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	共済金が支払われる損害保険契約等に基づいて支払った 保険料や掛金をいいます。 最高額 長期10,000円 短期2,000円	事業専従者 控 除	配偶	者 以 外	最高	47

市民税・県民税の税率

◎ 均等割税率

市民税 1,500円

県民税 700円

◎ 所得割税率

課税標準額	市	民 税	県	民 税
課 税 標 準 額	税率	速算控除額	税率	速算控除額
160万円以下	3 %	0円	0.0/	8 3 8 000
160万円を超え550万円まで	8%	80,000円	2%	ЩO 2 9
550万円を超える場合	11%	245,000円	4%	110,000円

譲 渡 所 得 分 離 課 税 率						
nter total	市民税	県民税				
短期	8%	4%				
長期	6%	3%				
- (居住用)	2.7%	1.3%				

基本計算例

収入金額-必要経費-専従者控除額=所得金額 所得金額-所得控除額=課税標準額(1,000円未満切捨て) 課税標準額×市税率-速算控除額=市所得割額 課税標準額×県税率-速算控除額=県所得割額 ま、県民税無税額-市所得割額+市均等割額(100円未満切捨て)

市・県民税年税額=市所得割額+市均等割額(100円未満切捨て)県所得割額+県均等割額(100円未満切捨て)

五所川原税務署からのお知らせ

所得税、贈与税の申告と納税は3月15日までです。

青色申告で経費の合理化を、納税は便利な振替納税 で、還付申告はお早めに!

平成6年度 市・県民税申告相談日程表

地区	月日	曜	対象区域	時間	相談会場
三好	2 · 3 2 · 4	木金	高瀬・鶴ヶ岡	9:20~15:00	コミュニティセンター三好
中川川	2 · 7 2 · 8	月火	川山・種井 沖飯詰・桜田・中泊	9:20~15:00	コミュニティセンター中川
飯詰	2 · 9 2 · 10	水木	橋上・下岩崎 8 ラキ川代の33条圏タ戸橋下 6 日本 6 日	9:20~15:00	コミュニティセンター飯詰
七和和	2 · 14 2 · 15 2 · 16	月火水	原子・俵元 羽野木沢・高野 前田野目・持子沢	9:20~15:00	コミュニティセ ン タ ー 七 和
梅沢	2 · 17 2 · 18	木金	梅田・中泉	9:20~15:00	梅沢コミュニティセンター
松島	2 · 21 2 · 22 2 · 23	月火水	吹畑・石岡(田園町含む)・漆川(十川町含む) 一野坪・太刀打・米田 水野尾・唐笠柳・金山	9:20~15:00	コミュニティセ ン タ ー 松 島
栄	2 · 24 2 · 25 2 · 28	木金月	みどり町 稲実・姥萢 七ッ館・広田	9:20~15:00	コミュニティセンターさかえ
毘沙門	3 · 1 3 · 2	火水	毘沙門 長富品 金 林 前= 選刹空路 並集一力	9:20~15:00	毘沙門・長富コミ ユニティセンター
長橋	3 · 3 3 · 4 3 · 7	木金月	野里·豊成·福山	9:20~15:00	コミュニティセ ンター長橋
To pa	3 · 8	火	寺町・川端町・小曲・長橋橋元・新宮町・ 新宮岡田・新宮松元	大人 早 60.年 中 報 報 報 連 車	本
本	3 . 9	水	新町・柳町・栄町・田町・八重菊・不魚住・ 錦町・下平井町	現場の原準	者
	3 • 10	木	幾世森・柏原町・鎌谷町・一ッ谷・烏森・ 下り枝・弥生町・布屋町・幾島町	9:00~15:00	市民文化会館
庁	3 • 11	金	末広町・上平井町・中平井町・元町・旭町・ 雛田・敷島町・蘇鉄	指者からのお知	立門川泉町
,,	3 • 14	月	岩木町・芭蕉・東町・本町・大町・田川・ 若葉・平和町・蓮沼	所得稅、贈	JA 10
1 VF 15	3 • 15	火	松島町・湊・湊団地	青色単音で	

[※] 平成6年度市・県民税申告書は申告相談会場、市役所税務課及び各支所に備付けしてあります。